

# 令和7年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

超高齢社会の進展や核家族化の進行等により、地域での住民同士の関係が希薄化するなか、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、8050問題、消費者被害など課題が複雑化、多様化、そして潜在化しています。

こうした中、守山市社会福祉協議会では、令和4年度から4ヵ年計画で「第4次地域福祉活動計画」を進めています。この活動計画は、①福祉を考える意識（ココロ）づくり、②地域の担い手を育てる人材（ヒト）づくり、③ともに支え合う地域（マチ）づくり、④安心して暮せる体制（シクミ）づくりを基本目標としています。市民一人ひとりが、日々ともにつながり、楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活をめざします。市社協が住民の皆さんとともに中心となって、地域福祉の課題の解決に向けて邁進します。

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」を推進し、ひきこもり問題やヤングケアラーなど、制度のはざまにあって深刻な実態が表面化しにくい中、複合的な課題を抱えた世帯等への支援を一層進めるため各事業を推進していきます。

令和7年度は活動計画の最終年として、これまでの取組みを総括するとともに、これからの課題を抽出し、令和8年度から始まる「第5次地域福祉活動計画」の策定に向け検討、協議を行います。引き続き「地域共生社会」の実現に向け、自治会をはじめ、関係機関・団体、企業等多様な主体とも連携・協働して、課題に即応した取組が実施できるように努めてまいります。

昨年1月に発生した能登半島地震災害では、日常生活に直結するインフラなどが甚大な被害を受けました。この間、全国のボランティアの皆さんが被災地に駆けつけ、被災地に寄り添いながら活動をされてきました。災害ボランティアセンターの設立運営を担う社協では、被災地社協や全社協からの要請を受けて、全国の区市町村社協職員が長期間にわたり災害ボランティアセンターを支援しました。守山市社協からも積極的に職員を派遣し運営を支援するとともに、実際に守山市で災害が発生した際にどのようなボランティアセンターの運営が必要か多くを学びました。

今後、南海トラフ地震の発生が想定されるなど、これまで以上に災害への備えが急務となっています。災害ボランティア活動に必要な資機材の確保も含めて、関係機関との協力体制の強化に向けて取り組んでまいります。

令和7年度も地域福祉部、介護事業部、中部地域包括支援センターが密に連携し、市社協職員が積極的に地域に出向き、課題の発見、課題提案、解決に向けてのコーディネートができるよう、資質の向上に努めるとともに、住民の皆さまから頼りにされる市社協づくりに全力で取り組みます。

## II 各事業の推進

### 【1】地域福祉事業

#### 1 令和7年度の重点事業

##### (1) 地域福祉推進に向け、学区社協活動とのさらなる連携強化

令和6年度に新設した地域活動支援コーディネーターを中心として、学区社協との課題共有や連携強化を進めるための対話や議論を進めます。また、市社協が委嘱する地域福祉推進員と市社協事務局が一体となって活動することが必須であることから、地域福祉推進員との緊密な連携に努めるとともに、定期的な事務局会議と学区社協連絡会議を企画運営します。

##### (2) ひきこもり支援の強化

令和6年度実施したひきこもり実態調査の結果を踏まえ、今後必要となる取組の検討・実施を行います。また、これまで実施してきたひきこもりサポート事業や支援団体と繋がっている

当事者について、ニーズに応じた就労形態の支援等、各種団体や企業との連携強化を進めます。

### (3) 福祉教育の推進（「福祉活動推進校」「子ども福祉委員」）

令和5年度から実施している「福祉活動推進校指定」の取組について市内の市立小中学校全校(13校)での実施を目指し、各校への呼びかけとともに実施支援を積極的に行います。

「子ども福祉委員」についても、市内の市立全中学校から参加いただけるよう、実施会場や内容を工夫し、福祉・ボランティア活動への理解と活動者のすそ野を広げていきます。

### (4) (仮称)子ども笑顔「食」支援事業の実施

善意銀行に預託された寄付を活用し、市内の活動団体や事業所等と連携して、生活困窮の子どもへの支援事業を実施します。

## 2 法人の運営

住民の皆さまから信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進を図るため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

### (1) 役員等による運営体制

- ア 理事会、評議員会の開催
- イ 経営会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員の設置

### (2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置
- ウ 会車、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守
- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 各種職員会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

### (3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっと♡ホット福祉大賞（川柳と写真の募集）の実施
- ウ ホームページの運営
- エ SNS（フェイスブック、インスタグラム、エックス）の活用による情報の即時発信

### (4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催  
（社会福祉功労、感謝、社協ほっと♡ホット福祉大賞入賞者）

### (5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

### (6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だより広告募集（チラシを作成し、会員企業などへ訪問し勧奨）
- ウ 企業や施設、団体を訪問しての勧奨
- エ インターネットによる会費、募金の呼びかけ

## 3 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、

これを効果的に活用することで、地域福祉の推進を図ります。

- (1) 火災等災害に見舞われた世帯への災害見舞金の贈呈
- (2) 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園卒園者に祝品贈呈
- (3) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- (4) 生活困窮者へ食料品(米、その他)、日用品などの支援
- (5) 社協が行う地域福祉活動への助成
  - ア 社協だよりの発行経費(善意銀行だより掲載、各戸への配付経費他)
  - イ 学区社会福祉協議会活動への助成
  - ウ 生活困窮者への緊急一時生活資金の原資の支援
  - エ 自治会健康福祉部会充実強化への助成
- (6) 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈(指定寄附)
  - ア 子ども食堂への支援
  - イ 福祉施設への支援
  - ウ その他指定分野への支援
- (7) 善銀チャレンジ応援事業
- (8) (仮称)子ども笑顔「食」支援事業

#### 4 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、利息等を地域福祉活動に活用します。

また、今後の更なる地域福祉推進に向けて、基金の有効活用のあり方について検討します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子守山ほたるの子基金

#### 5 小地域福祉活動の推進

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員児童委員協議会等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支え合い体制の構築を意識した小地域福祉活動を推進します。

##### (1) 学区社協との連携強化

- ア 学区担当職員の配置(1人1学区担当制の継続)
- イ 地域活動支援コーディネーターの配置
- ウ 学区社協・市社協事務局会議
- エ 地域福祉推進員会議
- オ 学区社協連絡会議(年2回)
- カ 学区社協理事との懇談会(9、10月頃)

##### (2) 学区社会福祉協議会への助成

- ア 課題解決活動(5万円)
- イ 歳末活動(5万円)
- ウ 見守り支え合い活動(対象者数×100円×訪問月数 \*上限25万円)
- エ 小地域福祉活動推進事業(10万円+1万円×自治会数)
- オ 地域福祉活動計画推進(一般会費納入世帯数×90円+個人賛助会費納入額×1/2)
- カ 福祉協力員活動(協力員数×5,000円)
- キ すこやかサロン(月1.1万円)
- ク 在宅介護者のつどい(1万円+参加者数×2,000円、年2回まで)
- ケ ひとり暮らし高齢者ふれあいお楽しみ会(2万円+参加者数×1,500円、年2回まで)
- コ サロンボランティア活動講座(1万円、年2回まで)
- サ 生活支援体制整備事業第2層協議体活動(3万円)
- シ 多世代交流サロン(3万円)
- ス 社協だより配付に伴う交付金(22,300円+25円×全戸配付数)

### (3) 自治会への助成

- ア 健康福祉部会設置および活動充実強化(3万円)
- イ 在宅介護者のつどい(5,000円+参加者数×1,000円、年2回まで)
- ウ 見守り支え合い活動(対象者数×100円×訪問月数 \*上限25万円)
- エ 子育てサロン(月2,500円、参加者数による加算最大3万円)
- オ すこやかサロン(月1.1万円)
- カ 多世代交流サロン(3万円)

### (4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 学区社協・市社協事務局会議
- イ 地域福祉推進員会議
- ウ 学区地域福祉活動計画の推進
- エ 自治会健康福祉部会への参加

### (5) 福祉協力員の活動推進

- ア 研修会の開催
- イ 地域福祉推進員による育成指導
- ウ 活動内容の周知・啓発

### (6) 民生委員・児童委員の活動推進

- ア 守山市民生委員児童委員協議会事務局
- イ 委員活動の促進(各種会議・研修)

### (7) もりやま地域共生大会の開催

- ア 企画・運営会議の開催  
これまで合同実施してきた障害福祉を啓発する「ふれあいフェア」のほか、新たに守山市文化体育振興事業団と連携し、広く市民に地域共生社会、地域福祉の啓発を強化します。
- イ 表彰式(再)、講演会の実施
- ウ 福祉活動等の展示ほか

### (8) 守山市地域福祉活動推進委員会の開催

- ア 第4次守山市地域福祉活動計画の進捗管理
- イ 第5次守山市地域福祉活動計画の策定

### (9) 地域づくり事業(重層的支援体制整備事業:市受託)

- ア コーディネーターの配置
- イ 多様な市民交流の場や居場所づくり
- ウ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援(再)

### (10) 生活支援体制整備事業(市受託)

- ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
- イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
- ウ 第2層協議体の運営支援と地域に応じた取り組みの推進
- エ 生活支援サービス一覧の作成

### (11) 子ども食堂の開催支援

- ア 実践者交流会の開催(年2回)

### (12) 市内施設等連携協働事業

- ア 地域ぐるみの見守り支え合い活動協力事業者登録の推進

## 6 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとを受けとめ、寄り添いながら、市社協にあるボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

### (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施

- ア 電話、来所、訪問による相談

### (2) 地域福祉権利擁護事業の実施

- ア 判断能力に不安のある人の金銭管理等の支援
- イ 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
- ウ 生活支援員の配置
- (3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施**
  - ア 食糧等の支援、緊急一時生活資金の貸付
  - イ 歳末たすけあい激励金の交付
- (4) 生活福祉資金（貸付元：県社協）の貸付相談など**
  - ア 福祉資金、教育支援資金
  - イ 総合支援資金、緊急小口資金
  - ウ 新型コロナ特例貸付利用者へのフォローアップ
- (5) ひきこもり支援事業の実施**
  - ア 職員による常設相談の実施
  - イ 守山ほたるサポート事業（当事者の活動の促進）
  - ウ ほたるの広場・ほたる農園（当事者やその家族の居場所づくり）
  - エ ひきこもりサポーターとの連携
  - オ 認定カウンセリング心理士等の資格を持つ専門職による相談（予約制）
- (6) 地域福祉活動センターの設置**
  - ア 空き家の借上げ
  - イ ひきこもり者やその家族などの活動拠点の支援
  - ウ 多様な主体が集う居場所づくりの推進
- (7) その他の支援事業**
  - ア 緊急医療情報配備事業（暮らしの安心メモ・命のバトンの配付）
  - イ 要介護3以上の高齢者へのふとん丸洗いサービス

## 7 ボランティア活動の推進

広く市民にボランティア活動について関心を持ってもらうために、その魅力等を広報誌や SNS 等で積極的に発信するとともに、課題解決やテーマを絞ったボランティア講座を開催し、ボランティアの発掘に努めます。また、学区や自治会への支援からみえてきた地域の課題を把握し、この解決に向けて取組を進めます。

### (1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動の相談・紹介
- ウ ボランティアの登録（個人・グループ）
- エ ボランティア活動に関する積極的な発信（フェイスブック、広報誌、ホームページ）
- オ ボランティア保険の申込受付
- カ ボランティアグループの活動支援（登録グループへの活動助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内）
- キ 学区や自治会への支援をとおして福祉課題の把握
- ク ボランティア「はじめの一歩」講座の実施（様々なテーマでボランティア活動へのきっかけづくり）

### (2) 福祉教育の推進

- ア 福祉活動推進校を指定し、市社協が中心となり、福祉団体と協働による福祉教育の実施を、市立小中学校全校で実施
- イ 子ども福祉委員の設置
- ウ 出前講座（地域福祉部、介護事業部）の実施

### (3) 生活支援ボランティア活動の推進

- ア 利用への相談・ボランティア調整
- イ 活動に関する情報の提供（フェイスブック、広報誌、ホームページ）
- ウ 利用増進に向けた情報発信（ケアマネジャー、障害者相談支援事業所）

#### (4) 災害ボランティアセンター体制の充実

- ア 災害ボランティア活動に必要な資機材の確保も含めて、関係機関と協定書を締結するなど協力体制の強化
- イ 湖南圏域での他市社協災害ボランティアセンターの運営に係る連携強化

#### (5) 高齢福祉事業

- ア お話し相手ボランティア派遣事業の実施(市受託)(聴覚障害者等、幅広く利用できるような環境整備を図る)
- イ 福祉有償運送事業の実施(市補助)
- ウ いきがい活動ポイント事業の実施(市受託)
- エ ひとり暮らし高齢者への年賀状送付事業の実施(小学生、民生委員、赤十字奉仕団協働)
- オ いきいき活動事業の実施(アクティブシニアのボランティア活動の振興)

#### (6) 障害福祉事業

- ア 市広報点字版発行事業の実施(市受託)(市広報誌、市社協広報紙の点字作成)

#### (7) 児童福祉事業の実施

- ア ファミリー・サポート・センター事業の実施(市受託)
- イ 子育て応援フォーラムの開催(ファミサポ・まかせて会員増員)
- ウ (再)自治会子育てサロンへの助成(月 2,500 円、参加者数による加算最大 3 万円)(対象者の緩和)

#### (8) その他のボランティア活動等の推進

- ア 車いす車両貸出しお出かけ応援事業の実施
- イ ペットボトルキャップ回収事業の実施
- ウ 福祉用具、イベント機器、レクリエーション機材等の貸出
- エ 赤十字奉仕団プルタブ回収事業への支援

## 【2】介護等事業

### 1 新たな事業展開の推進

利用者への利益や安定的な事業運営、更に地域への貢献を進めるために訪問看護の大規模化を推進してまいります。職員の新規採用の実施をはじめとし、事業所運営の基盤整備の準備を行います。

また、デイサービスについては、組織の強化やスケールメリットを活用するため、通所介護事業と認知症対応型通所介護事業の一体化について検討してまいります。

### 2 主な介護各事業

#### (1) 居宅介護支援事業

以前から課題である介護事業部の営業的役割を果たすため、各事業所の特色の理解や連携を図りながら提案を行い、紹介率の向上を目指します。また、令和6年度末で嘱託職員の退職予定があることや、将来の体制を見据えながら正規職員の採用を進め、現行の利用者を対応してまいります。介護予防支援事業については、守山市のインセンティブ交付金の受給要件に必要な利用者数を確保し事業をすすめます。職員の働き方改革は、昨年度から取り入れているリモート勤務によりさらに事務の効率化を図り、自宅で勤務可能な体制を確立してまいります。

#### (2) 訪問介護事業

非正規職員の正規職員登用によりさらに職員体制が充実し、高度な介護技術や安定した介護力を持つことが可能となり、重度訪問に対応できる事業所の維持に努めてまいります。特定事業所加算Ⅰは継続して算定予定であり、要件である個別研修計画については職員一人一人に対して業務上必要な内容にするよう検討し、個々の介護力の向上を目指し、地域で介護を必要とされている利用者を受け入れるようにします。次世代を担う職員の採用や育成を計画的に実施し、利用者のケース検討を行い、支援内容や対応策を検討し、全ての利用者のニーズに沿った訪問介護を目指してまいります。

### (3) 障害者自立支援事業

居宅介護の利用者の増加に伴い、サービス提供責任者を2名体制にするため職員の育成を強化してまいります。障害特性に関して外部研修の機会を増やし、事業所内研修を実施し知識を共有しているが、利用者に対しては活かされていないことがあるので、OJTを行い直接指導できる体制にしてまいります。

### (4) 通所介護事業

今年度についても継続して、重度利用者の受入体制の強化をすすめるため、その重要な役割である看護師の配置の充実を図ります。また、看護師のリーダー的な役職を設定し、組織全体の効率を向上させてまいります。市内の他事業所で受入が困難な重度利用者の受入を積極的にすすめ地域での役割を強化します。これにより利用者の増加に伴う収益の上昇も見込め、安定した運営を目指します。事業所の特色である個別機能訓練に関しては、利用者の身体的な機能維持を目的とし、利用者が機能訓練に対する意欲が向上できるよう訓練内容や評価をわかりやすく示すようにしてまいります。通所介護の事務や不随業務を可能な限り外部委託などにし、職員がケアに専念できる環境づくりを推進します。

### (5) 認知症通所介護事業

開設当初の目的であった通所介護事業所とのデイサービスの機能分担が達成していないので、話し合いをすすめ本来の役割に戻してまいります。これにより2つの事業所の機能を効率的かつ効果的にし、それぞれの強みを生かしながら協力し合うことで業務を円滑にできるようすすめていきます。サービス提供を向上させるため、利用者の製作活動を作業療法的な視点で捉えて実施させることや、利用者家族から要望の多い足の運動を充実させることなどの取り組みをすすめてまいります。施設を充実させるため、外部からわかりにくいダイルーム外観を窓を中心に改善し、また室内もアメニティ向上を目指します。

### (6) 訪問看護事業

新規利用者が順調に増え、看護もリハビリも訪問実績が当初計画以上に増えており、あらゆる依頼に対応できるよう職員の採用をすすめております。看護では看護師を増員することで、医療保険での難病や精神などの新規利用者の確保に努めることや急な訪問依頼に対応できるようにしてまいります。リハビリについても職員を増員し、幅広く利用者に対応できる体制にしてまいります。前年度に引き続きICT化をすすめるため、病院との情報共有や連携を図る県の医療介護情報ネットワークの利用を推進し、利用者の外来通院や入退院がスムーズに行えるよう支援し、また新規利用の紹介が受け入れられるようすすめてまいります。

## 【3】地域包括支援センター事業

認知症地域支援専門員を中心に「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のため、自治会サロンや小中学校、企業などでの「認知症サポーター養成講座」の開催数を増やし、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。また、認知症サポーターが地域で活動できるようステップアップ講座を開催し、認知症高齢者や家族介護者への支援を行うチームオレンジ活動の展開・支援をしていきます。

これまでの活動の中で見えてきた地域課題の中で「高齢者の住み替え問題」「アルコール・ギャンブルなど依存症」「高齢者のうつ・自殺企図」について重点課題として取り組み、対応力の強化と他機関との連携を図ります。

## 【4】その他地域福祉を推進する活動

- 1 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)
- 2 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)
- 3 戦没者追悼事業への助成
- 4 社会福祉現場実習の受け入れ